

吹田市環境影響評価審査会全体会（令和2年度第2回）会議録

日時：令和2年9月10日（木）午後6時～午後8時

場所：吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

出席者

委員：乾委員、井ノ口委員、桑野委員、近藤委員、武田委員、塚本委員、原委員、
張野委員、松井委員、松本委員、宮崎委員、山中委員、吉田委員、米田委員

事務局：後藤市長（途中退席）、中嶋部長（途中退席）、道澤次長、東田室長、楠本参事、
丸谷主幹、永井主査、林主任

連絡調整会議：総務交通室 石本参事、公園みどり室 北岡主査

事業者：＜（仮称）吹田市藤白台5丁目計画＞

株式会社日本エスコン

株式会社IAO竹田設計

株式会社KANSOテクノス

株式会社近畿日本コンサルタント

株式会社エスパシオコンサルタント

株式会社環境シミュレーション

＜（仮称）吹田円山町開発事業＞

大林新星和不動産株式会社

株式会社シードコンサルタント

傍聴者：5名

内容：1 開会

2 市長挨拶

3 [審議事項]（仮称）吹田市藤白台5丁目計画

(1) 環境まちづくり影響評価条例の進捗状況について

(2) 住民等の意見について

(3) 環境影響評価提案書と事業計画について

4 [報告事項]（仮称）吹田円山町開発事業

(1) 事後調査年次状況報告書について

(2) 街づくりガイドラインとその活用について

5 [報告事項]（仮称）吹田千里丘計画

(1) 事後監視年次状況報告書について

事務局（楠本参事）

吹田市環境影響評価審査会の開催をお願いいたします。また、本日の審査会は、一部リモートでも御参加いただいております。

本日の審査会委員の御出席状況でございますが、15名中14名の委員の方の御出席をいただいております。従いまして、審査会開催の成立要件を満たしていることを御報告させていただきます。

続きまして、市長の後藤より御挨拶をさせていただきます。

（市長あいさつ）

（市長、部長退席）

事務局（楠本参事）

本日の傍聴希望は、5名の希望がございまして、本審査会の傍聴規定に基づきまして、5名の方に入室させていただきます。

（傍聴希望者 入室）

（配布資料の確認）

（事業者 入室）

<（仮称）吹田市藤白台5丁目計画>

会長

それでは本年度第2回吹田市環境影響評価審査会を開催させていただきます。

次第の方をご覧いただきまして、次第3の審議事項、（仮称）吹田市藤白台5丁目計画（1）、環境まちづくり影響評価条例の進捗状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（永井主査）

これまでの手続きの進捗状況と今後の流れを併せて、資料1をもとに御説明いたします。

本事業については、事業者である株式会社日本エスコンから本市へ、令和2年4月22日付けで環境影響評価提案書が提出されましたので、4月30日付けで告示いたしました。

諮問につきましては、書面開催となりました前回、令和2年度第1回審査会にて行っており、すでに委員の皆様からは様々な御意見をいただいております。

告示後、本来であれば30日以内に開催すべき意見交換会ですが、今回は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令と重なっていたため延期し、宣言が解除された6月21日に開催いたしました。開催に当たりましては、できるだけ感染拡大を防ぐために、事前申込で2部制とし、来場者に対して会場を十分広くとった形で実施しております。

また、市民からの意見の募集につきましても、通常であれば告示から45日間でございますが、意見交換会後に意見を御提出いただく期間を十分確保するために、また図書閲覧場所である公共施設が長期にわたって閉鎖されていたことも鑑み、7月21日まで受付といたしました。

さて、本日の審議につきましては、まず意見交換会及び意見書として提出されました市民からの意見について概要を御紹介いたします。また、前回の書面開催による審査会での委員の皆様からの御意見についても御紹介いたしますので、併せて御参考にさせていただきますようお願いいたします。

次に事業者より、提案書に対して数多くの御意見があったことから検討しました、事業計画も含めた提案書の内容の変更の説明がございます。本日はそれらを踏まえて、審査会意見をまとめていくために、御審議をお願いいたします。

その後、さらに審議を深めるべきと感じられた点、新たに審査が必要と感じられた点などがございましたら、本日御欠席の委員の方と併せて、後日文書にて御意見・御質問を聴取いたしますので、その際に御提出いただければと思います。各委員から御提出いただいた御意見等につきましては、事業者から回答を得て、次回の審査会の審議資料とさせていただきます。

そして、次回の審査会以降に、事務局にて答申（案）を作成する予定としております。以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から御説明をいただきましたが、この内容について何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは条例の進捗状況については、事務局から説明のとおりとさせていただきます。

続きまして次第3の（2）でございますが、住民等の意見について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（永井主査）

住民等の意見につきまして、資料2を用いて説明させていただきます。

まず、意見書の提出状況でございますが、意見書の提出期間は、先ほど申し上げましたとおり、4月30日から7月21日まで受け付けました。出された意見書の総数が16通、15名の方からいただいております。提出された方の内訳ですけれども、藤白台5丁目から14通、13名の方が、藤白台3丁目、青山台3丁目からそれぞれ1通ずつ出ております。なお、吹田市外からの意見書はございませんでした。

また、本日までに、それ以外に4通、4名の質問書と、吹田市開発事業の進捗等に関する条例、すまいる条例に基づく意見書が23通、再意見書16通が、いずれも吹田市内から提出されております。

そして、意見交換会ですけれども、こちらは6月21日に、午前の部第1回で10時から、午後の部第2回として14時から、旧国立循環器病研究センターの総合図書館で開催されました。出席者の方ですが、午前の部の方が住民の方が51名おいでになりました。進行管理責

任者としてA委員をお願いいたしまして、補佐としてB委員にも御出席いただきまして開催しております。午後の部第2回としては、住民の方が49名御出席いただきまして、進行管理責任者としてC委員、補佐としてD委員に御出席いただいております。併せまして、住民の方がちょうど100名、来られたこととなります。

意見書及び意見交換会でいただきました御意見ですけれども、意見書の概要については3ページの表1の通り、また意見交換会の意見の概要については7ページの表2の通り、またすまいる条例の意見書、再意見書の概要は、10ページの表3の方にまとめておりますが、大変今回多くの御意見を頂戴しております。

この表1から3の意見のうち、代表的なものを裏面の別表の方にまとめております。提案書の3-5ページにあります、旧計画図をご覧になっていただけるとわかりやすくなるかと思うんですけれども、最も多く出ました意見は、計画地西側、現有の市道のところなんですけれども、こちらのほうが集合住宅用地Bの駐車場の唯一の出口になっている。また、商業施設からも出入りができる仕組みになっておりまして、こちらのさらに西側に現在あります住宅地、藤白台5丁目の方から、マンション駐車場や商業施設の車両で交通量が増えて大変危険ではないか、渋滞や事故が心配である、両側への歩道設置や、右折入出庫への対策も必要であるというような御意見が、大変多く出ました。

また、それ以外にも、集合住宅用地Bのごみ置き場や機械式の立体駐車場など、悪臭や騒音の心配のあるものが既存住宅地側に計画されるのは大変迷惑である。

あるいは、けやき通りぞいに計画されている商業施設は不要である。設置するとしても周囲の環境に配慮して、規模の縮小や設置場所の変更、営業時間や業種の選択をしてほしいという御意見を大変多く頂戴しております。

それ以外に、交通量の調査の方法は適切か、あるいは大規模な高層建物を建てるので、周辺の景観やプライバシーの保護、緑化等にもっと配慮をしてほしいというような御意見も頂戴しております。

住民からの意見の内容につきましては、以上の通りとなります。

会長

それでは、意見交換会の午前の部に進行管理責任者としておいでいただきましたA先生の方から、午前の部の意見交換会の様子など御報告いただきます。

A委員

今、事務局から詳細な説明があったと思いますが、午前の部を担当しましたAと申します。午前が51名で2時間にわたってあって、僕の記録では13名の方が御発言いただいて、各発言も複数に渡って、かなり意見交換は活発に行われたと思っています。

大きくは、提案書3-5のページを見ていただいて、この下の部分、南の大通りのところが交通量がかなり増加するのではないかとか、現存の建屋の中のアスベストの含有についてどうするんですかというお話ですとか、この敷地の西の部分に、角ですね、ちょうど斜めの線が打つてるところで、ごみ置き場というのが書いてると思うんですけれども、これが道路を超えた反対側、西側の地域に悪臭を及ぼすのではないかとということとか、色々な意見が出たんですが、個人的に気になったのは2点あって、一つは店舗に何が入るんですか、オ

ーバースペックになっているのではないですかとか、あるいは夜間に外部から人を集める施設になっているのではないですか、ということ地域の方が懸念されているということ、これが1点目。もう一つは、周辺住民、特に敷地の西にある道路の向こうの境界の住民とのコミュニケーションが少し不足している印象がありまして、そこはこれから先、何十年にもわたって、この地域で溶け込んでいく象徴的な施設になると思いますので、地域の方々と協調して、地域の方々が持っている地元の知恵を引き出す形で、魅力的な建物の集積になるように、何とか協調して良い物を作っていく委員として期待したいと思いません。

会長

ありがとうございました。

次に、同日午後の部に進行管理責任者として出席いただきましたC先生から、午後の部の意見交換会の様子などを御報告いただけますでしょうか。

C委員

午後の部を担当しましたCです。すでに事務局から出た意見と、今、A先生からお話しただいた意見と共通するところも多いですが、50名近くの方に御参加いただき、たくさんの発言がありました。主な内容としましては、敷地の西側にある15軒ほどで構成される小規模の開発住宅地があるんですが、敷地の南側の府道のアクセス道路ですね。そこが現状は小規模住宅地の方のみが利用する生活道路という位置づけになるのですが、そこに開発に伴って流入することをすごく懸念されています。それは、騒音であったり、安全面ということ。それと、南側の府道の話ですが、慢性的に渋滞気味の道路ということもありますし、それに加えて右折待ちの車が増えることや、マンション、商業開発によるボリュームも増えるというところを懸念されているという意見があったと記憶しています。商業施設に関しては、ボリュームの話がさきほどありましたが、千里ニュータウンという住宅を主とする土地利用の街において、こういったものが必要なのか、といった主旨の意見もありました。あと、景観と緑も気になるところがありまして、マンションが長大壁面を形成している、横にずっと延びている感じがありますので、その圧迫感ですとか、遠くからの見え方、景観調査の視点はこれで十分なのかというところですね。もっと遠景から調べる方がよいのでは、といった議論になったと記憶しています。あと、敷地の北側に千里緑地といわれる都市計画緑地があります。そこに開発を伴って影響がないか、一体となった整備が行われるのか、といった環境、緑の面の意見もありました。

交換会という形で議論が進みましたが、事業者の方もペンディングの答えも多かったので、今日の、色々御回答いただけたところに期待しています。以上です。

会長

ありがとうございました。

それでは、住民等の意見の内容につきまして、御質問などはおありでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御質問ないようですので、続きまして書面開催で行われました前回審査会におきま

して、委員の皆様から出されました御意見等のうち、今後の審議に特に関係するものにつきまして、事務局から説明を受けたいというふうに思います。

事務局（永井主査）

前回、審査会が書面開催となっておりますので、御提出されました委員の皆様からの御意見について、簡単に御紹介させていただきます。

前回の審査会におきまして委員の皆様からも、交通の問題について、駐車場とけやき通りとの接続のほか、マンション構内におけるアクセスや通学路への影響、歩行者や自転車通行の安全の評価や対策について多くの御意見をいただいております。この件につきましては先ほど申し上げました通り、市民からも多くの御意見をいただいたこともあり、事業者はそれらを踏まえまして提案書から事業計画の見直しをいたしました。本日はその点について事業者から説明がございます。

またその他、委員の皆様からは、周辺の緑地も含めた緑化や生態系の保全について、あるいは大規模な建物が建つことによる景観や、商業施設設置の影響などについても、様々な御意見をいただいております。ヒートアイランドや省エネ対策に関しましては、ZEHや太陽光発電、舗装材の改良など、より多くの環境取組についての御要望もございました。

なお、造成の切り盛り計画図の御要望がございましたので、こちらは本日、事業者が資料4-6にして提示しております。同様に、病院跡地という立地条件から、土壌汚染調査の詳細について開示の御要望が複数の委員からございましたので、こちらも本日、調査結果を資料4-7にしております。

その他、いただきました御意見の詳細につきましては、資料3の方を御参照ください。以上でございます。

会長

ありがとうございました。

続きまして(3)環境影響評価提案書と事業計画について、事業者から説明をお願いいたします。

株式会社日本エスコン

御紹介いただきました株式会社日本エスコンの〇〇と申します。私が、本プロジェクトの弊社の責任者となっております、中電不動産株式会社と共同事業となっておりますが、弊社の方で全て執り行うこととなっております。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回の提案書につきましては、令和2年6月8日から19日にかけて、書面での審査会を開催していただきました。その中でも、審査会委員の方々から御意見、御質問をいただいております。また、6月21日の意見交換会におきまして、事業者として、うまく対応ができなかった部分がございます点、深くお詫び申し上げます。頂いた御意見につきまして、私どもの方で、計画の変更をかけてまいりました。先般、藤白台地区連合自治会の方にも、今回の計画の変更について説明をさせていただき、概ね御評価いただいております。そして9月6日の藤白台連合自治会連絡会において、藤白台5丁目自治会の会長の

方に、本計画図、変更した部分について連合自治会から御説明されておりまして、これから回覧されていくという状況となっております。

今後、事業者としましては、藤白台地区連合会、藤白台5丁目自治会様への事業について御理解いただけるところ、また、御意見を頂戴いたしまして、少しでも皆様と調和した事業を進めていけるよう取り計らってまいります。本日の説明をお聞きいただき、審議の方よろしく願いいたします。

株式会社KANSOテクノス

続きまして、変更した内容について説明させていただきます。株式会社KANSOテクノスの〇〇と申します。

それでは、お手元の資料4をご覧ください。資料4-1から4-8まで枝番がついております。

さきほど事業者の方から申し上げました通り、前回の審査会以降にも、審査会委員の皆様からは御意見をいただいております。また、さきほど事務局から説明していただいたように、提案書の事業計画の中身につきましては、住民の方々から多くの御意見をいただいております。それら審査会委員の皆様、住民の方々の御意見を踏まえて、事業者は提案書の内容について検討を行い、提案書に提示した事業計画などを一部変更しております。

まず、変更内容について説明させていただきます。変更に関する資料は資料4-1から4-3までとなります。資料4-1には文章で変更内容、資料4-2は変更した配置計画図、資料4-3は地点図、調査地点の追加の図面となっております。配置変更についてですが、提案書3-5ページと合わせて資料4-2をご覧ください。

事業計画地に向かって左側の道路が、藤白台1号線という名前の道路です。この道路について、住民の方々から最も多くの意見が出ております。

当初提案書の計画では、この藤白台1号線に対して、事業計画地からの車両の出入口が3か所ございまして、提案書3-5ページの図面では、向かって左側の道路に対して、▲印で示しています。図面では上から、集合住宅Bの車両出入口、事業計画地道路出入口、店舗用地Aの車両出入口の3か所が、当初の計画では車両出入口となっております。これを資料4-2に示すとおり、事業計画地道路からの1か所のみに変更しました。

また、集合住宅Bの車両動線を変更し、事業計画地内道路に2か所で接続する動線といたしました。集合住宅用地Bからの車両出入口は藤白台1号線に直接ではなく、真下の計画地内道路に1つ、集合住宅地Aを回り込んでの1つ、この2か所に変更しております。その動線の変更に伴い、集合住宅の位置を少し変更しております。集合住宅用地Bの東西に延びる建物が、少し東側に寄るといふか、一番西側が減るような形に変更しております。

また事業計画地の施設配置全体を変更し、提案書の際には東側にありました住宅型有料老人ホームを西側に変更しております。それに伴いまして、店舗用地Aを縮小しています。さらに東側に戸建て住宅を配置することとしています。

さきほど騒音等で意見が出ている集合住宅Bの機械式駐車場は自走式駐車場とし、当初計画時よりも既存の西側住宅地からの離隔を確保しました。また西側に配置していたごみ置き場の位置も変更しております。

これらの施設配置等の変更に伴いまして、現時点での計画において、集合住宅の戸数が664から646、戸建て住宅の戸数が49から62、住宅としては合計713から708に変更してお

ります。用地の縮小に伴い、商業施設は8棟から6棟となる予定です。

次に環境影響評価項目の追加について説明いたします。提案書7-2ページをご覧ください。こちらに環境影響評価項目選定表がございます。環境影響要因の供用の部分、歩行者の往来に関する項目についてですが、事業者としましては、商業施設が小規模であることから、選定しないということにしておりましたが、審査会委員からの御意見や住民の方々の御心配の声が多くありましたことから、歩行者の往来による交通混雑・交通安全の項目について選定することといたしました。

続きまして、調査内容についてですが、提案書7-15ページに交通量調査地点があります。提案書の時点では、交通量調査を4地点で考えておりましたが、それに、資料4-3の赤い○の箇所ですが、府道の千里けやき通りと国道171号線の交差点と、藤白台1号線と千里けやき通りの接続部の2地点を追加して、6地点で交通量調査を実施することにしました。

それから、交通量調査についてですが、提案書7-13ページの表7-4(20)の交通混雑の現況調査の地点を6地点に増やすとともに、調査時期・頻度についても平日・休日各1日としておりましたのを、平日・土曜・日曜各1日、6時から23時に変更いたします。

続きまして、提案書5-1ページに当該事業における環境に対する取組方針を記載しております。一番上に、開発コンセプトということで「千里グローバルリンクエッジタウン構想」を掲げております。これに基づきまして、ここからさらにもう少し細かい中身として、コンセプトをつめていっています。今時点のものになりますが、そのコンセプトを資料4-4の1ページ目に示しています。現時点では、この街づくりコンセプトをベースに事業を計画しており、さらに2ページに示すランドスケープデザインを現在検討中です。事業計画地全体に緑を配置し、例えば散策路等を検討しています。それにより住民がつながりを感じられるものとしていきたいと考えております。これで確定ではなく、ランドスケープデザインとしては検討を続けてまいります。現在の計画をお示しさせていただきます。

続きまして、審査会等からいただいた意見に対する事業者回答の説明に移ります。資料4-5に示しておりますのは、6月8日から19日に開催された審査会意見に対する回答について、今回の配置計画等の変更により、事業者回答に追記させていただいたものです。追記分は赤字としております。先ほど説明いたしました計画等の変更に伴う追記は省かせていただきます。赤字の部分をご確認ください。

資料4-5の1ページ目の真ん中の御意見は、土壌汚染調査の結果についての御意見です。これにつきましては、先般の審査会で次回審査会にて資料をお示ししますと回答しておりました。これが、資料4-7に示すとおりとなっております。この調査結果は、国立循環器病研究センターが平成29年に土壌汚染の概略を把握することを目的として、調査対象地で稼働している主要部構造物を除く範囲で実施したものです。その前に実施した土地利用履歴調査から、ジクロロメタン、ベンゼン、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物を調査対象物質として選定し、概略調査を実施しております。資料4-7の赤字の数値が基準値を上回った結果となっております。これらの調査結果を踏まえ、国立循環器病研究センターの調査で実施していなかった構造物の位置に関しても、現在、事業者により土壌汚染調査を実施しております。

もどりまして、資料4-5の2ページ3つ目の意見に対する回答です。造成計画の切り盛り図

面を提示していただきたいという御意見に対して、次回の審査会にてお示ししますとお答えさせていただきました。これにつきましては、資料4-6に示しております。1ページ目が造成計画平面図、2ページ、3ページが断面図となっております。3ページ目の断面図のとおり、事業計画地の南西側、図面でいうと一番下側になりますが、こちら側が千里けやき通りになっておりまして、事業計画地のけやき通り沿いのところは、基本的には高さをほぼ合わせるような形です。千里けやき通りから国立循環器病研究センターの方へは、少し法面が上がってまして見えにくい形になっているのですが、こちらを切って同じ高さにするということを考えております。

続きまして、前回の審査会以降にいただきました審査会委員等からの意見に対する事業者回答を資料4-8に示しております。時間の方が限られておりますので、単純な提案書の修正ですとか、頂いている御意見に対して、そのとおりに対応させていただくものにつきましては、一部割愛させていただきます。

まず、資料4-8、1ページ目です。希少植物の分布について、環境調査実施時に吹田市民会議に確認をとってもらいたい、という御意見ですが、御意見と併せて頂戴した分布場所情報を拝見したところ、事業者としましては事業の影響が及ぶ範囲ではないと考えております。現地調査において分布場所付近に立ち入る必要が生じる場合には、吹田市民環境会議に確認した上で調査を実施することとしたいと考えております。

次の「環境要素によって、「国循存在時」と比較したほうがよい点と「国循がない現状」と比較したほうがよい点がある。各項目において適切な方を選択し、その理由も明示すること。」という御意見につきましては、解体工事は本事業の環境影響評価の対象外ですので、原則、解体工事後の状況が現状、これが事業実施前と考えております。ただし、解体前、国循存在時の状況が参考となると考えられる項目については、解体前の状況を示すことを検討することとします。

3つ目の西側道路に交通が集中しないようにというご意見については、先ほど御説明させていただいた変更内容を回答として記載させていただいています。

1ページ目最後の「共同住宅についてはCASBEE A ランクを取得するとともに、ZEH-M を目指すこと」という御意見についてですが、まず、集合住宅においては、CASBEE A ランクの取得を目指しています。また、高効率ガス給湯設備などエネルギー効率の良い機器を採用するなどの省エネ対策、地球温暖化対策を事業者として行っていくことを考えています。しかしZEHマンションにつきましては、今回の藤白台5丁目計画の集合住宅規模は、事業者である日本エスコン・中電不動産にとって過去最大規模の分譲マンション事業になります。弊社は、小規模マンションでのZEHマンションを、今年初めてお客様に引き渡すこととなります。その中で、5年後、10年後、15年後の品質管理、アフターサービスにおいて未知数な部分があること、また、現場管理において、約660戸という大規模案件であるゆえに、設計事務所の資料作成や、検査、現場建設会社の負担が膨大になることから、工程管理、商品の部分において、お客様に対して、事業主としての責任を考えると、リスクが高いと考えております。事業者としましては、実績、経験を積んだのちに自信を持ってお客様に提供できるスキルをつけた段階で、大規模物件でのZEHマンションの認定に挑戦すべきと考えております。藤白台5丁目計画におきましては、前述した省エネ対策、地球温暖化対策を行い、これまでに経験のある断熱等性能等級4を取得し、環境負荷の軽減に努

めたいと考えております。

続きまして、2ページ目になります。「戸建て住宅全体でゼロエネルギーとなるようZEH住宅の仕様や戸数割合を検討すること。」というご意見につきましては、今後ZEH住宅の仕様や戸数割合について検討していきたいと考えております。

少しとびますが、下から3つ目のごみ置き場についての御意見ですが、こちらは、先に説明した変更計画の内容を回答とさせていただきます。一番下の工事中の外来種への対策につきましては、十分注意して工事を進めたいと考えております。

3頁目の二つ目「商業施設の店舗営業時間が7時から23時までと計画されていることから、営業時間の前後1時間を含めた6時から24時までの交通量の調査予測評価を行うこと。」という御意見につきましては、交通の予測評価は交通量のピーク時間帯を対象に行います。ピーク時間帯での予測結果が交通の状況に問題がなければ、ピーク時間帯以外においても同様と考えられます。通常、交通のピーク時間は朝夕の通勤時間帯になることが多く、現在検討しております6時から23時の間に時間帯に含まれます。本事業計画における施設関係車両のピーク時間もこの時間帯に含まれることから、交通量の予測評価のための調査としては6時から23時までで十分であると考えています。

その下の「交通量調査が平日・休日各1回になっているが、調査時期の選定については、調査地域で交通量が最も多くなる時期を選び、選定理由を明示すること。」という御意見については、本事業計画地及び周辺地域は都市部であり、季節による交通量の変動は少ないと考えております。提案書においては、交通量調査を平日・休日各1回としておりましたが、平日1日と土曜・日曜各1日の計3日の調査を実施するとともに、国立循環器病研究センター存在時に実施された平日1日、休日1日の交通量調査の結果も活用します。

また、御意見をいただいております雨天時の交通量増加については、上記調査結果をもとに予測評価を行うことを検討します。

3ページが一番下につきましては、藤白台1号線への接続ということで先ほど御説明いたしましたので、割愛させていただきます。4ページ、5ページにつきましては、いただいた御意見のとおりとさせていただきますので、この場での説明は省かせていただきます。

6ページの一つ目「新たに接続される道路の交差点について、府道119号から右折入場する自動車の待機により、渋滞を引き起こさないように検討をするとともに、自転車及び歩行者への巻き込み事故等の防止対策を徹底すること。」という御意見につきましては、千里けやき通り、府道119号と事業計画地の接続部については、十分な交通解析を行い、右折への対策を検討します。また、事業計画地への出入りの際の自転車及び歩行者への巻き込み事故等の防止対策についても、今後検討してまいります。

その次の「店舗の出入口において、自動車が入場する際に起こる待機車両の影響により、府道119号で渋滞が発生する可能性があるため、その待機車両の影響を検討すること。」という御意見につきましても、先ほどと同様に交通解析を行って、対策等を検討してまいります。

以上が資料4の説明となります。

会長

ありがとうございました。

ただいまの事業及び提案書の内容の説明につきまして、御意見ございますでしょうか。

皆様に考えていただいている間にひとつ聞きたいのですが、資料の4-5で一部の回答に追記をしていただいておりますが、これはどういう観点でこの意見を選んで回答しているのかをお聞かせ願いたいと思います。

株式会社KANSOテクノス

基本的には、1回目の審査会で頂いた意見というのは、すべて今回の変更前の計画に対する御意見なので該当するといえば該当すると考えましたが、その中でもこの意見に対しては明らかにこういう回答ができるというものを選定させていただいたということです。

会長

回答に追記できないものは保留ということになるということですか。位置づけがよくわからない。

株式会社KANSOテクノス

資料4-5に記載していないものについては1回目の回答が事業者の回答であるということです。

会長

もうこれ以上は回答しない、これで十分であるという御判断ですか。検討します、という回答が多いので。それは、現在検討中であるということなのか、まだ結果がでていないという理解でよろしいのでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

そうですね。例えば、カーシェアリングの検討であるとか、EV充電器の設置であるとかについては、現在まだ検討中ですので、現時点での検討結果の報告はできないということになります。

会長

ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問はございますでしょうか。

E委員

資料4-7で有害物質が検出されているということがあって、そのあとの資料で切土と盛土をされるということなので、おそらく残土をここで調整されると思うのですが、この現場で土壌洗浄などをされるということですか。

株式会社日本エスコン

現在の調査が完了次第、汚染土の入れ替えを考えております。深度調査等がまだ済んでおりませんので、それが完了したのちに、汚染土壌の改良、入れ替えを行い、その後に切

土盛土の作業の方に入るということを考えております。

F委員

土壌汚染について、既存調査の結果が資料に記載されているのは、基準値を超えたものだけと考えてよいでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

基準値を超えたものは、図面の赤字の数値になります。

F委員

調査対象物質で記載のない、例えば水銀やベンゼンなどの結果はここにはのっていないということですか。

株式会社KANSOテクノス

検出されていない、ということになります。

F委員

検出されていないのですね。既存調査はいつ頃測定されたものですか。

株式会社KANSOテクノス

平成29年の4月から7月にかけて実施しています。

F委員

今、土壌汚染調査を実施されているということですね。

株式会社KANSOテクノス

はい。主要構造物が建っている場所は調査が実施されていないので、そういう場所についても、現在調査を実施しています。

F委員

深さも含めてどの範囲まで土壌汚染が拡がっているかということと、どれだけ除去したらよいかということを検討されているわけですか。

株式会社KANSOテクノス

調査が必要なエリアで表層調査を行って、その結果から深度調査を行っていくことにしています。

F委員

基準値を超えた箇所については、全て汚染土壌を入れ替えするというイメージを持っていいですか。

株式会社KANSOテクノス

はい、そうです。

F委員

入れ替えとか工事をするときに土壌が舞い上がる可能性があります。例えば六価クロムや砒素については、水に溶出していくのではなく、土壌粒子などに吸着しやすいので、そういったものが舞い上がると、実際の作業員や近くの歩行者に対しても影響がある可能性があります。特にここでは比較的高い濃度で検出されているので、工事の際にもできるだけ拡散しないように注意していただければと思います。

ところで、現在調査中の結果がでたら、またここで公開していただけるのでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

はい、現在調査中の土壌調査の結果につきましては、評価書案にてお示しできると思います。

F委員

工事の時に土壌が拡散しないように注意していただくようお願いいたします。

株式会社KANSOテクノス

拡散防止につきましても、十分注意して工事を実施いたします。

G委員

これは自主調査ということですが、今の調査は法令にのっとって、使用履歴等とかもきちんと調査されて、所謂、法令調査を実施していると考えてよろしいですか。その中で物質の選定も一から行われていると考えてよろしいですか。

株式会社日本エスコン

はい。

H委員

保育所が予定されていますが、送迎に車を使用する方が非常に増えていると思います。ここの住民の方の通勤の時間と送迎の時間がちょうど重なると思うのですが、そのあたりの交通はいかがでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

交通の解析につきましては、当然出入りを見ますので、中から出ていく車両だけではなく外から入ってくる車両についても、台数を想定して解析を行います。

H委員

保育所の送迎についても、その中に入れていただけるということですね。

株式会社KANSOテクノス

これから保育所の規模等が決まってくる中で台数を想定してまいります。

株式会社日本エスコン

事業者としましても、入居者と保育所利用者がトラブルになるのを避けようと考えておりまして、駐車場も8台ほど用意して、出来るだけ動線が被らないようにしていきたいと考えて、市とも協議しております。

H委員

同じ時間に集中すると思いますので、よろしく願いいたします。

もうひとつ、伺いたいのですが、店舗の営業時間が大変長いと思います。この地区で23時まで営業する必要があるのでしょうか。ちょっと23時までというのは遅いなと思っております。そして駐車場で若い人が集まるとか、そういう懸念があるのですが、いかがでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

その点については、地域の方々からも御意見をたくさんいただいております。ただ、店舗の内容がまだ確定しておりません。そのため、最大をみた営業時間7時から23時となっています。想定としましては、スーパーマーケットやドラッグストアなどの周辺に対して影響が少なく、また、利用していただけるような内容にしたいと考えております。その辺につきましても評価書案のほうで、できるだけ影響が小さくなるような方向で検討させていただきたいと思っております。

H委員

よろしく申し上げます。

A委員

資料4-4、1ページライフスタイルのリンクージ、右の3段目のところ、今想定されている店舗のお話ですが、スーパーマーケットやクリニック、ドラッグストアなどといった住民の方のライフラインにつながるものに加えて、カフェや飲食店が入る可能性があるとして記載されています。基本姿勢をたずねたいのですが、資料4-2を見ると駐車場が117台と50台で、地域密着型の店舗というよりは、外からたくさん来てもらいたいというメッセージにみえるのですが、そういう外から呼び寄せるための商業施設を想定されているのでしょうか。それとも地域の、周辺のかたが徒歩で来られるような施設を想定されているのでしょうか。そのへんの基本姿勢はいかがでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

基本的には、住民や地域の方々の利便性を考えております。ただ、環境影響評価を実施

するにあたって、未確定な店舗内容であるため、最大を想定して駐車場台数も想定しております。

A委員

今の駐車場の台数が最大ということですか。そうすると計画の熟度があがっていくと駐車場台数が減少する可能性が大いにあり得るということですね。

株式会社日本エスコン

資料4-4の2ページ、ランドスケープデザインの図面をみていただきますと、店舗前にウッドデッキや店舗駐車場にも緑地や植栽を検討しております。このように駐車場台数は減っていく方向で考えております。

A委員

地域の方々の思いとの掛け算で、なんとかお互いハッピーになるように検討してもらいたいと思います。

I委員

審査会意見では出していなかったのですが、少し気になる事があります。北千里高校が隣にありましたね。学生が自転車で通学すると思うのですが、計画地内の住民は、学生と逆に駅の方に行くので、混雑というかすれ違いでちょっと事故が起こらないかという心配があります。そのあたりはいかがでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

確かに、朝夕は北千里高校に通学する自転車が、けやき通りが危険であると地域の方々からの御意見も頂いております。この事業が完成すれば、計画地内から北千里駅に向かう通勤の方が増えると思いますのでそのあたりの人数も想定して、歩行者の動線としてどのような状態になるのかということは、何らかの形でお示しできるようにしたいと考えております。

J委員

資料4-8の6ページ、3つ目の回答にバリカー設置について記載されているが、このバリカー設置の位置はどこですか。

株式会社KANSOテクノス

資料4-2の計画図の真ん中を通っている事業計画地内道路と藤白台1号線との接続部になります。こちらにバリカー設置をしてもらいたいと藤白台地区連合自治会からの意見書にも記載されておまして、実際ここにバリカーを設置することによって、緊急車両以外は事業計画地から藤白台1号線への車両出入りはなくなるということで、今までと同様の生活道路として利用できるとの御意見を頂いております。ただ、事業者の一存ではこの場所にバリカー設置はできませんので、これからも関係機関と協議を行っていきたいと考え

ております。

J委員

ということは、積極的にバリカー設置の方向で考えている、そういうことですか。

株式会社KANSOテクノス

はい、そうです。

D委員

資料4-5で示された赤字の追記回答以外の、検討しますとされている回答については、今後回答がいただけるという理解でよろしいでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

現時点、提案書の段階ではお答えできないところもありまして、評価書案に向けて予測評価を行う際に決まっていく内容もございます。頂いた御意見につきましては、出来る限り評価書案の中にわかるような形で入れていきたいと考えております。ただ、どうしても決まらないというものにつきましては、評価書案の説明時に提案書でこういう御意見をいただきましたが、という形で説明させていただきたいと考えております。

D委員

わかりました。もう1点、事業計画地内の道路については、最終的に市に移管されることになるのですか。それとも事業計画地内で管理していくものなのですか。

株式会社KANSOテクノス

資料4-2のグレーに着色している道路につきましては、市に移管されます。

D委員

わかりました。

C委員

景観と緑地の観点から確認させてください。一つ目は、マンションのボリューム感の話があったと思うのですが、その対応というのがあまり示されていないというのが一つです。

株式会IAO竹田設計

建物のボリューム感につきましては、住戸数は現状のままとしますが、景観上の周辺に対する圧迫感等につきましては、建物の色味であったり、デザインで軽減していくように検討していきたいと思っております。

C委員

事業的にあまり減らすことはできないということなのかな、と推察するところなのですが、ランドスケープデザインの図面では、前向きに検討していただいているので、すごくいいものになっていると思うので、そこに緩衝緑地、バッファー緑地というものがある、それが圧迫感を改善、解消する役割かなと思ひまして、どんな樹種が植えられるかはまだわからないですが、横長の建物の間に1,2本高木が植えられると分棟されているように、視覚的にも分断されたりなど、色々なデザインテクニックがあると思ひますので、そういうものが成される緩衝・バッファー緑地として期待したいと思ひます。

あと一つ、色彩の話で、今後検討しますという回答だったと思ひのですが、その色彩もすごく圧迫感にも影響してくるところでもありますし、たぶん景観条例の方によればアドバイザーとか意見がもらえらると思ひのですが、なるべく早い段階で市と相談されるよう、よろしくお願ひいたします。

あと、ランドスケープデザインでグリーンインフラという言葉があちこちに書かれているのですが、具体的に何を想定されているのか、っていうのが。すごく新しい概念が入っているな、と思ひましたが、具体的にどんな機能を期待するようなものになっているのでしょうか。

株式会社IAO竹田設計

緑というのは治水、水を一時的にためる機能もありますので、そういったものをまんべんなく配置することで、地域の防災などにも役立つということで、グリーンインフラという言葉を使っております。

C委員

それは今まであるものよりも、積極的にそういう機能が付加されるという理解でよろしいでしょうか。

株式会社IAO竹田設計

そういった意味も含めて全体的な緑の計画をしていこうと考えております。

C委員

元々、緑地はそういう機能を持っているという側面もありますので、それをさらに伸ばすものが計画されることを期待しています。

K委員

環境影響評価項目に追加された交通混雑・交通安全の項目について、どのように評価されるのかをもう少し具体的に聞きたい。特に交通安全の安全性についてどのように評価を実施するのかという方針や、評価のためにどういった指標を用いるのか、といった考えかたについてお伺ひできますでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

今回、歩行者の往来というところは、提案書では選んでいませんでしたが、それを選定

し、歩行者の往来も含めて交通混雑・交通安全について予測評価していくということにしました。先ほど、自転車の往来についてのお話もありましたが、歩行者、自転車含めて発生人数を想定して、歩道幅も含めて評価していきたいと考えています。

K委員

基本的な方針はわかりました。ただ、安全性を評価する上では、何と比較して安全であると解釈をするのか、あるいはどういった基準でもって安全性を判断するのか、といった、評価の「枠組み」を本来しっかり構築する必要があります。この点についても今後しっかり検討いただければと思います。これはコメントです。

会長

何かお考えがあればお聞かせください。

株式会社KANSOテクノス

歩道を通行する歩行者につきましては、幅員等、歩行者の快適度などで評価されている事例もありますので、そのあたりを参考にしてやっていきたいと思っています。

会長

お時間の都合もございますので、このへんで本件についての審議を一旦終了させていただきたいと思っています。さきほどの事務局からの御説明の通り、後日意見の集約がありますので、他の御意見につきましてはその際にお願ひできればというように思っております。

(事業者交代)

< (仮称) 吹田円山町開発事業 >

会長

次第4の報告事項に参りますが、(仮称)吹田円山町開発事業の(1)でございます。事後調査年次状況報告書につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 (永井主査)

(仮称)吹田円山町開発事業に係る環境影響評価事後調査年次状況報告書(令和元年度版)について、御報告いたします。資料5に概要がございますので、こちらの方をご覧ください。令和元年度に行われました(仮称)吹田円山町開発事業に係る工事につきましては、事後調査計画書に基づいて事業者が実施しました事後調査の結果、及び環境保全措置の実施状況を取りまとめております。

工事中の事後調査の状況報告書は、通常工事終了後に提出しますが、本事業は工事期間が数年にわたりますため、年次状況の報告書を毎年度、本市に提出することになっております。受理日及び事業者については概要のとおりです。

報告の概要についてですが、大気汚染につきましては、工事中の二酸化窒素及び浮遊粒

子物質について、建設機械の種類、稼働台数、時間等を把握することによりまして、排出量及び濃度を算出したところ、評価書の予測結果を下回っておりましたことから、著しい影響はないと考えております。動植物生態系につきましても、特定外来生物の一種ナルトサワギクの生育が確認されましたが、適切に処分を行いましたことから、著しい影響はないと考えております。環境保全措置の実施状況につきましては、工事の実施、もしくは施設の供用に当たっての環境保全措置について、令和2年3月末時点の実施状況や実施予定を確認しております。

また、サステナブルな街づくりという項目でございますが、本事業につきましては評価書において、宅地等の販売に当たりましてはガイドラインを作成しまして、全購入者に対してサステナブルな街づくりの内容及び居住者の省エネ行動を促す情報を周知するとしておりました。令和元年度の販売開始にあたりまして、その運用を開始しております。

また、国土交通省の補助事業の採択によりまして、125戸を概ねZEH仕様とし、対象エリア全体でゼロエネルギーとする計画になっております。

いずれも環境に対する影響は評価書以下ということで考えておりまして、今後の対応につきまして、本市は事業者に対して環境保全目標の達成や基準値の厳守はもとより、さらなる環境対策を求めることで、市民にとって良好な環境が保全されるよう指導してまいりたいと思っております。

なお、本事業で環境取組の一環として作成しました街づくりガイドラインに関しまして、本日は令和元年の販売と運用の開始を受けまして、その環境取組の実際について、事業者の方から説明をしてもらいたいと思っております。

大林新星和不動産株式会社

平素は当社の事業に御理解と御協力をいただきまして、ありがとうございます。では、早速ですが先ほど御紹介にありました、ガイドラインについての説明をさせていただきたいと思っております。

まず、このガイドラインの目的と位置づけとしましては、お手元の資料（(仮称)吹田円山町開発事業環境影響評価 事後調査年次状況報告書（令和元年度版） 別添資料 街づくりガイドライン）の2ページ目のところに記載されておりますが、サステナブル社会にふさわしいエコタウンであるということを申し上げ、この街の環境価値の将来にわたっての維持管理に役立てるものとするというふうに記載させていただいております。これによりまして、後半で設計ルールを具体的に示しておりますが、購入者あるいは購入検討者には、建築設計的な技術面だけに偏った見方をしていただくのではなく、事業者が「街づくり」で検討していったことを理解していただき、環境という視点、観点からも見ていただくというふうに考えております。

続きまして、具体的な内容に入っていきます。内容は大きく2つに分かれております。1つ目は10ページ目までの前半にあたりますところで、街づくりの考え方ということ。2つ目は11ページ以降が、住まいの実例、この街づくりガイドラインの考えを生かした住まいを実現するために個別の住宅の指針を記載した部分となっております。

この10ページまで、前半部分の街づくりの考え方というところに示したことは、個人のお客様では対応できない内容であり、事業者としての街づくりの考え方をお示しさせてい

ただいております。まず最初に、3ページ目をご覧くださいと思います。下の方に記載してありますが、現地で気象観測を実施し、その結果をもとに街づくりを行ったということを記載しております。特に、ヒートアイランド現象を緩和するような工夫を行っているということを記載させていただいております。

続きまして4ページ、5ページ目以降になります。続いてこの街づくりの考え方につきまして、パッシブデザイン、ランドスケープ、コミュニティという3つの観点から街づくりについて説明させていただいております。まず5ページ目のパッシブデザインの項目では、クールスポットを設けていること、住宅設計により風を取り込むこと、温度上昇を抑える技術を採用していること等を記載しております。具体的には記載の通りですが、ここではページの冒頭に記載していますように、快適な省エネとすることにより、購入者あるいは購入検討者へ訴求を行っております。

続きまして、7ページ目、8ページ目が2番目のランドスケープの項目でございます。具体的には記載の通りでございますが、ここでも美しい景観とすることにより、暮らし心地を高めるものとして、購入者あるいは購入検討者へ関心を持っていただけるようにと考えております。

3つ目、9ページ、10ページの部分、コミュニティに関する項目でございます。ここでは暮らしの快適性や安心をテーマにして、コミュニティ施設や公園といったことを述べさせていただいております。

続きまして11ページ目以降、後半の部分ですけれども、先ほども申し上げましたが、個別の住宅の指針といいますか、ルールを記載しております。個人のお客様の好みに関わることについて、街並みや街を印象付ける構造物等に統一感を持たせるような取り組みを説明させていただいております。これらのルールは、今後新築されたり建替えされたり、リフォームするときにも守っていただきたいルールとして、記載させていただいております。

また、全体的なお話で言うと、先ほど御紹介いただきましたように、今回の事業につきましては国土交通省からサステナブル建築物等先導事業、略しまして省CO2先導事業と申しておりますけれども、事業採択されているエリアがあることを記載しております。記載しているところは11ページの青い線で囲われた部分でございます。すべての区画ではございませんが、このような区画、エリアがあるということも、購入者の方、あるいは購入検討者へ、環境ということへの意識付けにしていきたいというふうに考えております。

あと、後半部分の具体的な内容については割愛させていただきますが、法令に関わることはもとより、建築仕様や通風計画、外構工事のコーナーアクセントや植樹樹種等を具体的にお示しさせていただいた内容になっております。

これを購入者の皆様に見ていただいて、納得していただいて御購入いただいて、これ自体には法的な縛りというのは、厳密にはないんですけれども、こういうことを考えて街づくりをしましたということを、今後お住まいになる方には御理解していただきたいということが目標で、作らせていただいております。簡単ではございますけれども、説明は以上とさせていただきます。

会長

ありがとうございました。それでは、この年次状況報告書の部分、今御説明いただいた

ガイドライン含めまして、御質問ございましたらお願いいたします。

I委員

緑化樹種、具体的な樹種まであるんですけれども。できればシマトネリコは、ほかに広がる可能性があるので、できれば避けていただきたいなというふうに思うのと、ヒメシャラですけれども、気候的にもうちょっと涼しいところの木なんですけど、合うのですか。

シードコンサルタント株式会社

まずシマトネリコの件に関しましては、評価書案や評価書のときに御指摘いただきました、それは十分、重々承知しております。それで評価書等の回答では、公共の場所、いわゆる公園とか街路とか、そういうところにはもうシマトネリコは使わないと、事業者としては考えております。ただこれはですね、個々の住宅の方ですので、ちょっとそこまでは言い切れないというところが事業者の考えとしてありまして、ここに載せている樹種としましては、造園業者から需要が多いということがあって、これは記載させていただいている部分があります。それで、これは逆に我々から事業者に対して、そういうことでしたのでシマトネリコの後に（参考）と書かさせていただいております。

H委員

大変きれいな植栽の写真がいっぱいあって、魅力的なんですけども、この管理は誰がするのですか。

シードコンサルタント株式会社

個々の宅地の中におきましては御購入者ですし、公園あるいは街路等につきましては市の方に移管しておりますので、そちらの方で管理していただくということになります。

H委員

吹田市の方で管理されるということで。

シードコンサルタント株式会社

もう移管も終わっております。

H委員

ありがとうございました。

会長

他にいかがでしょうか。

A委員

パリ協定の長期戦略で、10年後に3割CO2削減、今世紀後半にネガティブエミッションに向けて、吹田市の中で脱炭素街区ができてくるのには大変期待して、今後も見守ってい

きたいと思っています。同時に、これって全国でやらなきゃいけないじゃないですか。だから是非、今の炭素のモニタリングとかをして、何とかデータの分析とかシェアみたいなことをされていくと、すごく先進的なことをやられているので水平展開の役に立つかなと思ってお聞きしてたんですね。多分、何チームか分析で入っているというのは聞いてまして、今後は是非、積極的にいろんなところに紹介しつつ、情報共有しつつというのを期待しています。

コメントでした。もしよろしければ、何かお答えいただければ。

大林新星和不動産株式会社

サステナブルの先導事業の中でもそうなのですけれども、大阪大学の先生とも連携させていただいておまして、各家のエネルギーのデータを提供させていただいて研究に役立てていただけるというお話ですとか、私どもの関連会社の大林組は、今、街灯のところに気温計や湿度計とか付けさせていただいてまして、随時モニタリングさせていただいております。

個人のお家のエネルギーのデータですとかは個人情報に関係もございますので、どういうふうに展開していけるかどうかというのは、これからまた先生方と御相談ということになると思いますけれども、随時データを蓄えていきたいと考えております。

A委員

ありがとうございます。まさに先導事業として選択された事業には、ものすごく期待されている部分だと思うので、今後とも期待しております。

会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、次第5に移らせていただきたいと思います。事業者の皆様方、退出の方お願いいたします。

(事業者退出)

< (仮称) 吹田千里丘計画 >

会長

次第5に参りますが、報告事項でございます。(仮称)吹田千里丘計画の事後監視年状況報告書につきまして、事務局から御説明お願いいたします。

事務局(永井主査)

(仮称)吹田千里丘計画に係る環境影響評価事後監視年次状況報告書(令和元年度版)の概要について、御報告いたします。令和元年度に行われました(仮称)吹田千里丘計画のC工区建設工事及び小学校区の撤去工事につきまして、事後監視計画書に基づいて事業者が調査しました工事中の建設機械及び工事関連車両の稼働状況の結果と、事業者が示し

た環境保全措置の実施状況を取りまとめております。

本報告書は、この計画がアセス図書を提出しました旧条例、改正前の本市環境影響評価条例の規定では、事業終了後に提出することになっておりますが、これも工事規模が大きく期間が長期にわたりますため、市長意見により毎年提出するよう、事業者には指示をしております。受理日と事業者については、概要のとおりです。

報告の概要と所見ですが、建設機械の稼働状況につきましては、C工区の建設工事及び小学校区の撤去工事で使用されました建設機械は排ガス、騒音対策型であり、平成31年4月から令和2年3月末までの建設機械の月当り延べ稼働台数において7月が最大でありました。本市は引き続き、建設機械の稼働に伴う公害を未然に防止するため、排ガス、騒音対策型の建設機械の使用など、環境影響評価で事業者が実施することになっている環境保全措置の履行を求めてまいります。

工事関係車両につきましても、平成31年4月から令和2年3月末までの工事関係車両の月当たりの延べ台数をまとめてありますとともに、地元との取り決めによる通行時間や事業計画地への出入口の状況及び計画地内の駐車場の整備状況を示しております。本市は引き続き、計画的な運行による工事関係車両の台数の削減や、交通混雑時を避けた走行時間の調整等、環境影響評価で事業者が実施することになっております環境保全措置の確実な履行を求めてまいります。

環境保全措置の実施状況ですが、この工事の実施に当たって、排ガス、騒音対策型の建設機械の使用など38項目、計画建物についての地球温暖化、景観等への対応など29項目、保全緑地での樹林地の保全など16項目の環境保全措置について実施状況を示しております。本市は、環境保全措置の実施内容について、その履行状況を確認しております。

今後につきましても、本市はこの事業者に対して環境保全目標の達成や基準値の厳守を求め、市民にとって良好な環境が保全されるよう指導してまいります。

この計画、大変長期にわたっておりますけれども、最後の工区になりますD工区が来年の年明けにも着工する予定ということで、最後のところの環境影響評価に関する手続等を、今準備をしている最中というところでございます。以上です。

会長

ただいまの年次状況報告につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、本日の審査会を終了したいと思います。長時間どうもありがとうございました。